

掲載内容

……(続き)

第7章 国民保護法と消防

第1 基本的事項

- 国民保護法における消防の役割とは
- 国民保護のため消防が担う措置とは
- 国民保護における内閣総理大臣、消防庁長官の役割と緊急時における指示とは

第2 武力攻撃災害等に対する消防の役割

- 武力攻撃災害等の消防活動と消防法の権限の関係は
- 武力攻撃災害等に対する活動上の安全の確保とは
- 武力攻撃災害等に対する消防団の活動とは

第8章 警防業務をめぐる裁判例

第1 消防組織

- 火災報告等の公開請求に対する一部非公開決定の取消し及び損害賠償請求が棄却された事例
- 消防職員の死亡が公務外認定とされた処分取消請求が棄却された事例

- 消防職員の自殺の公務起因性が肯定され公務災害が認定された事例

第2 消火活動

- 近隣住民の消火栓への転落死亡が消火活動に当たっていた消防団OBの過失によるものと認められた事例
- 放火火災の死者の発生には市消防局の義務違反は認められないとした事例
- 消防職員の消火活動が不十分なため残り火が再燃した場合の消防の責任には失火ノ責任ニ関スル法律の適用があるとした事例
- 鎮火後の再出火は消防署員の過失ではないとして消防に対する損害賠償請求が否定された事例
- 破壊消防が消防法29条3項に該当する適法な行為であるとされた事例
- 山林火災の拡大が一次火災の処理が不十分であったことに責任はあるが失火ノ責任ニ関スル法律の適用を認め損害賠償請求が棄却された事例
- 消防団員が上司の命令に従って消防自動車を無免許運転したことは正当業務行為とはいえないとされた事例

第3 救助活動

- 特別救助隊の救助活動により車両に変形損傷を与えられても救助活動は適正で損害賠償請求が棄却された事例

- 山岳救助活動中の要救助者滑落事故について山岳救助隊の過失が認められた事例

第4 特異災害活動

- 生理めとなった消防団員死亡事故について指揮者等の違法行為に基づく損害賠償請求が棄却された事例
- いわゆる岩木山土石流災害につき災害発生予測は困難で国、県知事、町長の責任は認められず損害賠償請求が棄却された事例

第5 安全管理

- 訓練中の救助隊員が転落死亡した事故につき市に安全配慮義務違反による損害賠償責任が認められた事例
- 市の消防職員が耐寒訓練登山中に心臓発作により死亡した事故で市の安全配慮義務違反による損害賠償責任が認められた事例

第6 火災調査

- 火災原因調査に伴う質問調書が無断で再作成され不適切な調書であると指摘された事例

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

組見本 (B5判縮小)

第8章 警防業務をめぐる裁判例

Q 放火火災の死者の発生には市消防局の義務違反は認められないとした事例

放火火災の死者の発生において、市消防局への通報時に本件火災に応じた消防職員の行動には、原告らの主張する119番通報の際の適対応示義務違反、本件火災における人命検索活動義務違反、遺族に対する火災原因等説明義務違反などの過失は認められないとして、を棄却した判決(さいたま地判平22・5・28(平19(ワ)3086)裁判所ウェブサイト)について、教えてください。

A 事案の概要

平成16年12月13日20時15分頃、Y市○区所在の大型物品販売店舗(鉄骨造一部鉄筋コンクリート平屋建て、延面積約2,270㎡)の寝具売場で陳列していた布団及びクッション等が放火され、119番通報を受けたY市消防本部の消防隊が消火活動を行ったが、全焼したものです(以下「本件火災」といいます)。

本件火災により、店舗従業員3名が死亡し、同従業員7名及び消防隊員1名が負傷しました。

本件火災により死亡した店舗従業員3名(時計・宝飾ブランド品担当販売員A、B、家電製品販売担当員C)の

設置者であるY市に対し、亡は、Y市消防本部の本件火災活動等の過失によるもので、国家賠償法1条に基づきを請求する訴えを提起しまし

原告Xら(死亡した店舗従業員3名の遺族)の主張

「Y市は、消防本部設置者Y市消防本部職員の公権力の失があった場合、国家賠償法賠償責任を有する。

Y市消防本部の本件火災に動及び火災後の関係者に対する査等に関する説明は、当該消防員の職務であり、公権力の行使する。

第8章 警防業務をめぐる裁判例

消防本部職員は、火災現場到着後、本件店舗からの逃げ遅れた者の有無について1名から聴取を行っただけで、同から聴取した逃げ遅れた者はいないとの情報を安易に信用し、事後店舗マネージャーから従業員が逃げ遅れているとの情報を得るまでの11分間、拡声器を活用するなどして関係者から情報を収集する活動を何ら行わなかった。

よって、Y市消防本部消防職員の消防活動には、迅速な人命検索活動を怠った過失がある。

また、本件火災で死亡したAらは、消防職員らが火災現場に到着した20時25分頃には生存していた可能性が高く、消防職員らが迅速な人命検索活動を行ってれば、Aらを救出できた可能性は高く、消防職員の人命検索活動義務違反とAらの死亡との間に因果関係があることは明らかである。」

(3) 火災原因等説明義務違反
「消防職員は、火災原因や損害の程度等について調査権限や質問権を与え

した。」

裁判所の判断

「一般に、消防職員は火災発見者からの119番通報を受信した場合、通報者から火災情報を的確に収集した上で、通報者に危険が迫っているような状況があれば適切に避難を指示する義務(適切な対応指示義務)、並びに火災現場に到着した場合、火災に遭った人命に危険を生じている者がいないかを十分に確認し、行方不明者がいる場合、その検索と救出に全力をあげる義務(人命検索活動義務)を負うことについて、当事者間に争いが無い。」として以下の点を挙げました。

(1) 適切な対応指示義務違反について
「本件火災当時のY市消防通信規程によれば、消防職員は災害通報を受信したとき、災害の種類、場所、規模、傷病者の状況その他必要事項を迅速かつ的確に把握しなければならないもの

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

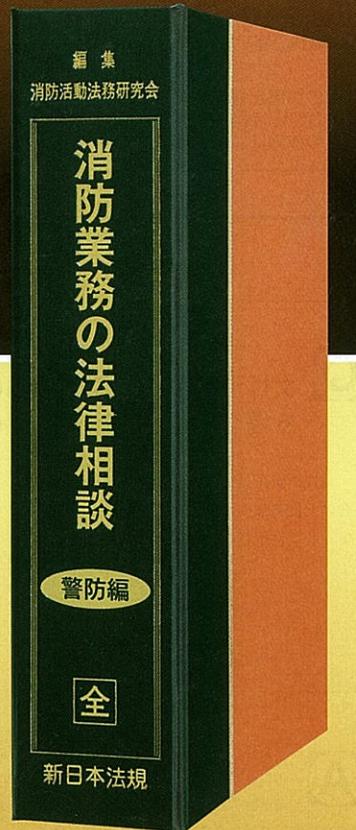
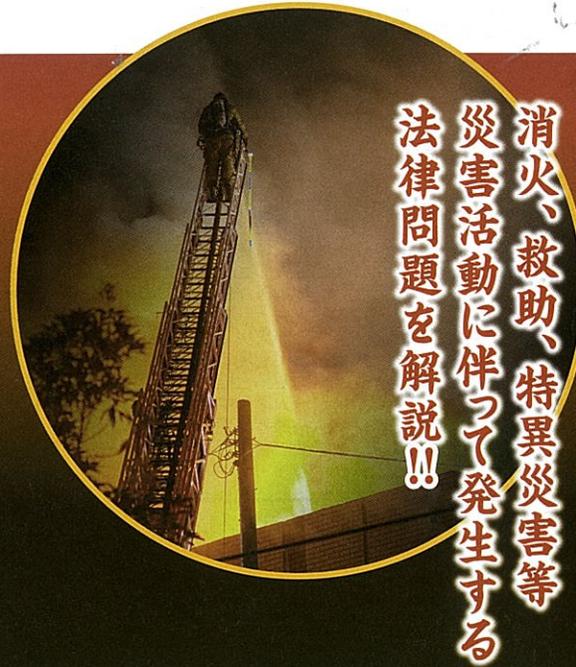
消防業務の法律相談

～警防編～

編集 消防活動法務研究会

【代表】野口 英一

戸田中央医科グループ災害対策特別顧問
東京医科大学客員教授(救急・災害医学分野)
日本体育大学保健医療学部学事顧問
元東京消防庁救急部長



◆警防業務に伴って発生する法律上の疑問点を、Q&A形式で法的根拠を示しながらわかりやすく解説しています。

◆多岐にわたる法令・通知の運用上の解釈や、各種トラブルへの対応方法、関連する判例など、幅広い内容をコンパクトにまとめてあります。様々な疑問に応える関係者必携の書です。

◆消防本部や消防署などで警防業務をリードしてきたエキスパートが、業務を行う上で得た知識、経験を土台として消防職員の目線で執筆しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁704頁
定価6,600円(本体6,000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.12) 640-1(台)

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 消防組織

第1 消防責任

- 国、都道府県、市町村の消防責任は
- 市町村における消防責任体制の選択は可能か
- 市町村に国の「消防力の整備指針」を遵守する義務はあるか

第2 消防の広域化

- 広域化、合理化された消防本部管内での火災で被害が拡大した消防責任は

第3 広域応援

- 被災市町村の消防責任と指揮権限は
- 非常事態における消防庁長官の措置要求と消防活動に関する責任は
- 消防相互応援を要請せずに災害対応を行った場合の被災市町村長の責任は
- 消防団が独自に他管内消防団との応援協定を締結したり管轄外の災害に従事できるか
- 広域応援で支援を行った場合の費用負担は

第4 他機関との連携

- 災害活動に関する消防、警察、関係機関の相互協力
- 洋上火災における消防と海上保安庁の業務協定は

第5 消防職員委員会

- 消防職員の団結権と消防職員委員会の意義とは

第6 人事管理

- 深夜の災害出場による休憩時間の振替えは
- 深夜の勤務時間における仮眠時間は休憩時間か
- 心身の故障による分限処分の可否は

- 育児休業中の女性消防吏員を地震発生時に非常参集させることはできるか
- 消防活動に従事する女性消防吏員の従事制限内容は
- 女性消防吏員を消防活動に従事させる場合に留意すべきことは
- 消防職員にも労働基準法は適用されるのか
- 消防の拘束時間と労働時間はどのような関係にあるのか
- 消防職員は、労働基準法に定める「三六(サブロク)協定」を締結できるか
- 使用者に認められている時季変更権とは
- 隊員が異性の前で服を着替えることはセクシュアル・ハラスメントになるか
- 女性隊員を異性の前で上半身裸で訓練させることはセクシュアル・ハラスメントになるか
- 上司のパワー・ハラスメントと指導の境界は

第2章 消火活動

第1 基本的事項

- 消防機関における消防活動の責任と範囲は

第2 火災の警戒

- 火災警戒区域とその設定に係る消防の権限及び責任は
- 市町村の火災警報の発令と火の使用制限は

第3 消火活動

- 1 火災通報
 - 遠隔移報による警備会社からの火災通報への対応は
 - 常習の虚偽通報者と判断し出場させなかった場合の責任は
 - 虚偽通報の刑事責任は
 - 通報番地を誤って指令したため延焼拡大した場合の責任は

- 通報者の死亡は聴取による避難の遅れのためと指摘された場合の責任は

2 火災出場

- 出場した消防隊が赤信号通過時に交通事故を起こした際の賠償責任の有無は
- 火災出場時に道路工事で閉鎖中の道路の閉鎖解除を求めることができるか
- 通報火災以外の火災に従事したため通報火災が拡大し死傷者が発生した場合の責任は
- 通報火災に出場途上で交通事故を起こし通報火災が延焼拡大した場合の消防の責任は
- 火災出場した消防車の収納扉が交差点で開いて他の車両を破壊させた事故の責任は
- 消火栓上に駐車中の一般車両が消火活動の支障となっている場合の消防隊の措置内容は

3 消火活動

- 消防吏員等の火災現場における情報提供要求権の対象者とその内容は
- 消防警戒区域設定前にホースに車両が乗り上げ損傷した場合の賠償責任は
- 消防警戒区域の設定と不作為による賠償責任は
- マンション火災の消火活動による放水により下階に生じた水損の賠償責任の有無は
- 消火活動中に延焼を阻止できなかった建物の所有者からの賠償責任要求への対応は
- 火災現場における破壊消防と賠償責任は
- 他人の土地を消火活動のために使用し建物等に損害が生じた際の損失補償の有無は
- 火災と判断し施設された建物のドアを破壊したが火災でなかった場合の消防隊の責任は
- 火災現場での消火活動に関する一般人への協力要請と賠償責任は
- 消火活動中の隊員の受傷事故等に対する現場指揮者の責任は
- 消防署長等は消防団員に直接指示・命令できるか

- 消火活動に対する公務執行妨害の対応は
- 隊長が女性隊員に重い機材を1人で撤収するように指示した場合の法令違反の有無は
- 勝手に火災現場から離れてしまった経験のない隊員の行為は任務放棄になるか

4 残火処理

- 消火活動に係る消防隊の現場管理権の意義及び内容は
- 再燃火災の消防責任は

5 その他

- 火災現場でマスコミ発表する場合の留意事項は

第3章 救助活動

第1 基本的事項

- 消防救助隊の定義と救助業務の内容は
- 消防救助隊の対象業務と他機関の救助隊との連携は
- 救助現場に出場した救助隊に対し遺体捜索の任務を付与することができるか

第2 救助活動

- 救助活動時に民間から重機を拠出させることができるか。また、その場合の補償は
- 高所救助活動中バランスを崩し要救助者を落下、負傷させた場合の救助隊の責任は
- 救助現場に医師を要請して活動中に医師が負傷した場合の責任は
- 相互応援協定に基づき出場した特別高度救助隊が指揮権を委ねられることの可否は
- 救助活動中に救助隊員が負傷した場合の指揮者の責任は
- 水難救助活動における行政管轄と指揮権は
- 救助者を消防団の車両で医療機関に搬送する場合に緊急走行は可能か
- 要救助者の死亡が確認できた場合に活動を中止することに問題はないか

- 救助の必要性から周辺建物等を破壊する権限とその賠償等は
- 同時多発災害現場でトリアージにより救助活動することの問題点は
- 隊員が要救助者の血液に暴露した場合の労働基準法の問題点は

第4章 特異災害活動

第1 危険排除

- 道路、河川等への危険物流出に対する消防隊の活動義務は
- 動物の駆除等市民生活上の危険に対する消防の責任の有無は
- 女性消防隊員が有害物質漏洩現場に出場し汚染した場合の労働基準法上の問題は

第2 土砂災害等

- 土砂災害発生現場における消防吏員・団員の避難勧告や避難指示発令の可否は
- 土砂災害現場で活動中に消防隊員が土石流に巻き込まれたときの指揮者の責任は

第3 林野火災活動

- 延焼方向にある他者所有林野の樹木を伐採する権限はあるか
- 林野火災を消火剤により鎮火させたが農作物に影響を及ぼした場合の消防の責任は
- 林野火災が再燃した場合の消防の責任は
- 消防の消火活動に係る指揮権と林野火災関係機関との指揮調整は
- 指揮者の指揮にもかかわらず複数の隊員が負傷した場合の責任は

第4 NBC災害救助

- 異臭の原因が解明できず装備もないため救助活動をしなかった場合の問題は

- NBC災害が疑われる現場への女性消防職員の出場の可否は

第5章 安全管理

第1 基本的事項

- 消防活動に係る安全配慮義務と安全対策は
- 消火・救助活動中の職員受傷の安全管理上の責任は
- 現場での単独行動厳禁の指示を受けながら単独行動をとり負傷した場合の責任は

第3 訓練中の事故に関する安全管理責任

- 消火活動訓練時の職員受傷事故の責任は

第4 その他

- 緊急車両の指定・届出の手続は

第6章 火災調査

- 火災現場で火災調査と犯罪捜査が競合する場合の優先順位と指揮統括は
- 火災現場において犯罪捜査の必要がある場合の消火活動の制限は
- 火災で死亡した者の遺族から火災原因の問い合わせがあった場合の対応は
- 火災原因が市販品の欠陥によるものと推定される場合の公表上の留意事項は
- 誤った火災原因を公表した場合の対応は
- 人的に火災原因調査が困難な場合の打開策は
- 火災現場の保存の行動と犯罪捜査に重要な証拠物を滅失させた場合の責任は

(続く)……

第1章 消防組織

Q 女性消防吏員を消防活動に従事させる場合に留意すべきことは

女性消防吏員を消防活動に従事させる場合の配置部隊や活動内容については、どのような点に留意しなければならないのでしょうか。



A 女性消防吏員を消防活動に従事させる場合に、毒劇物等が関係する特殊災害等を専門的に対応する部隊、例えば化学機動中隊、化学小隊に配置することは適当ではありません。

年を経過していない女性の場合は、他にも就かせてはならない業務が定められています。

労働基準法での取扱いは

労働基準法64条の3第1項で、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性(以下「妊産婦」といいます。)を、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないとして、女性労働基準規則(以下「女性規則」といいます。)2条に、就かせてはならない業務が24項目(以下①～⑭)明記されています。

第1章 消防組織

の24項目は妊娠中の女性について規定するもので、産後1年を経過しない女性については、以下①～⑭及び⑮～⑳に掲げる業務に就かせてはならないとされています。ただし、②～⑭、⑮～⑰及び⑲～㉓までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性がその業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限りです。

- ① 下表に掲げる年齢の区分に応じた重量以上の重量物を取り扱う業務

年齢	重量(単位 kg)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

- ② ボイラー(労働安全衛生法施行令第1条3号に規定するボイラーをいいます。③において同じです。)の取扱いの業務
- ③ ボイラーの溶接の業務
- ④ つり上げ荷重が5 t以上のクレー

間軸までの動力伝導装置の油、検査、修理又はベルトの業務

- ⑥ クレーン、デリック又はの玉掛けの業務(2人以上で行う玉掛けの業務における作業の業務を除きます。)
- ⑦ 動力により駆動される土機械又は船舶荷扱用機械の務
- ⑧ 直径が25cm以上の丸の切丸のご盤及び自動送りする丸のご盤を除きます。この車の直径が75cm以上の(自動送り装置を有する帯除きます。)に木材を送給する業務
- ⑨ 操車場の構内における軌入換え、連結又は解放の業務
- ⑩ 蒸気又は圧縮空気によりするプレス機械又は鍛造機械を行う金属加工の業務
- ⑪ 動力により駆動される機械、シャー等を用いて行うmm以上の鋼板加工の業務
- ⑫ 岩石又は鉱物の破砕機又は材料を送給する業務
- ⑬ 土砂が崩壊するおそれの又は深さが5 m以上の地穴業務

第2章 消火活動

2 火災出場

Q 出場した消防隊が赤信号通過時に交通事故を起こした際の賠償責任の有無は

消防法で消防車の優先通行権の規定がありますが、火災現場に出場する消防隊が赤信号で交差点通過時に交通事故を起こした場合に賠償責任はあるのでしょうか。



A 火災現場に出場する消防車は、その任務の公共性と緊急性から優先通行権や赤信号を停止することなく徐行で通行することなどの法令上の特例が認められています。

しかし、安全運転の義務は法令上免除されていないので、消防車が赤信号交差点で左右の安全確認を怠り、又は徐行することなく進入し、青信号に従って交差点に進入してきた一般車両と交通事故を起こした場合は、高度な注意義務と危険回避義務を怠った過失が

があります。

消防車の優先通行権とは

消防法では、火災が発生し消防車を一刻も早く現場に到着させる必要から一般車両等に交通上の制消防車の優先通行を確保するために、消防法26条。また、道路交通法では緊急通行区分等(道路交通法39条)、車の優先(道路交通法40条)、緊

第2章 消火活動

の優先等(道路交通法41条の2第1項・2項)、本線車道に入る場合等における他の自動車との関係(道路交通法75条の6第2項)等により緊急自動車の赤信号での停止義務等が免除されており、かつ、一般車両には消防車に対する避譲を義務付けています。

したがって、消防車が赤信号交差点手前で一時停止し、青信号に従って進入してくる一般車両を予測し、左右の安全を確認しながら徐行で交差点内に進入するなど過失なく進行した場合の消防車の交通事故は、基本的に消防側の賠償責任はありません。

「緊急自動車として法令に従い過失なく走行している場合の事故については、相手方との過失相殺は認められない」として緊急自動車の公共的使命を重視した裁判例もあります(札幌地判昭63・9・16判時1316・125)。

消防車の赤信号通過時の注意義務

前記のように火災等に出場する消防車については、道路交通法で、赤信号等を停止しないで徐行で通過することが許されています。

しかし、緊急走行中の消防車であっても赤信号交差点内に一時停止せずに

自動車は道路交通法上の注意義務を負っています。

緊急走行中の過す際は、青信号点に進入するのを予見して、歩行者の安全を十分交差点に進入するなどの過失なく進行した場合の賠償責任はあります。

したがって、緊急走行中の場合は、賠償責任が生ずる場合があります。

緊急出

道路通行権が優先通行歩行者無謀な引き、消防

組見本 (B5判縮小)

消防術転が、火災現場に最も早く着ける近道であるという意識をもち、運転操作技術の熟練、車両諸元把握と関係法令の精通に努め、安全緊急出場運行に努める必要があります。

道路交通法上の緊急自動車の特例等

- (1) 緊急自動車の道路交通法上の特例が認められているもの
- ① 右側通行の特例(道路交通法39条1項)
- ② 停止義務免除の特例(道路交通法39条2項)
- ③ 通行禁止道路通行の特例(道路交通法41条1項・8条1項)
- ④ 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例(道路交通法41条1項・18条)
- ⑤ キープレフトの原則除外(道路交通法41条1項・20条1項)
- ⑥ バス専用通行帯通行の特例(道路交通法41条1項・20条の2)